

ハンセン病問題に関する事実検証調査事業

第26回ハンセン病検証会議・第18回検討会 合同会議

2005年3月1日

【金平座長】 それでは、ただいまより第26回検証会議・第18回検討会の合同会議を開催させていただきます。

本ハンセン病問題検証会議は、2002年10月に第1回の会議を開催いたしました。以来、2年6カ月にわたりまして検証作業を進めてまいりました。ことしの1月27日には最終報告の一部として、既に2つの報告書を提出いたしました。会議としてはこのたびが最終回となります。本日、最終報告書を取りまとめましたので、先ほど本事業の受託者である日弁連法務研究財団の新堂理事長に座長から報告書をお渡しいたしました。本事業の委託者であります厚生労働大臣は、本日、国会の開会中で、大変お忙しいところをお越しいただきましたので、私のほうからこれを提出させていただきたいと思います。大変、厚労大臣のお時間が迫っておりますけれども、せっかくおいでくださっておりますので、取りまとめでの責任者であります内田副座長から、内容について一言だけご説明をさせていただきますたいと思います。

内田先生、よろしくをお願いします。

【内田副座長】 それでは、最終報告書の内容につきまして、一言ご説明をさせていただきますたいと存じます。

最終報告書は本文886ページからなります。多岐にわたる検証の成果が盛り込まれております。例えば、1907年法律「癩予防ニ関スル件」が公布され、日本はハンセン病患者の隔離に踏み切りました。やがて世界は隔離の制限から廃止に向かいましたが、逆に日本は隔離を拡大強化しました。

戦後、国内合成に成功した特效薬の革命的な薬効も日本では隔離政策の廃止に結びつきませんでした。WHOなどは隔離政策の廃止を各国に求めましたが、日本は無視しました。隔離のための医科学的な根拠が示されたことは、最初から最後までありませんでした。入所者の自殺率は少なくとも日本全体の2倍で、3倍ぐらいだったとの推測もございます。近親者が自殺したケースもかなりあります。国は事実上、断種、墮胎を行い、命を選別、戦前さえも合法化できなかったこのような非人道的な行為が優生保護法の制定により逆に合法化されたことも衝撃的です。

1996年、国は「らい予防法」を廃止しました。しかし、国の誤った隔離政策による被害は今も続いております。無らい県運動などを通じて作出された差別・偏見の厚い壁は今も崩れておりません。園の納骨堂に安置された1万6,000人弱の引き取り手のない遺骨の数は、この壁の厚さを示しております。アイスターホテル宿泊拒否事件に関して自治会などに殺到した抗議の存在こそが、正面から見据えるべき問題の本質だと考えられます。回復者たちが控え目に暮らす限り、社会は同情します。しかし、回復者たちが強いられている忍従に対し立ち上がろうとすると、社会はそれに理解を示さない。同情を裏切られたなどと反発する。この差別意識のない差別・偏見が今回の検証でも障害となりました。

被害を救済し、回復を図ることは何よりの予防策と言えましょう。正しい医学的知識の普及、人権教育の徹底、社会復帰、いわゆる園の将来構想、資料の保存・開示など、この面での課題は少なくありません。しかし、被害の救済回復だけで公衆衛生等の政策等における人権侵害の再発防止を図れるかとなりますと、それだけでは足りないと感じます。法整備等が必要な箇所も少なくありません。

そこで検証会議では、各検証作業を踏まえて、その他の再発防止の提言も行いました。患者、被験者の諸権利の法制化、政策決定過程における科学性等を確保するためのシステムの構築、人権擁護システムの整備、公衆衛生等の分野における予算編成上の留意点などの各提言でございます。

そして、これらの提言を具体化するために国の責任において、仮称でございますが、「ロードマップ委員会」を設置し、この独立の第三者機関がみずから提言を具体化するための行動計画等を策定し、国、自治体等に対し逐次計画の実施を求め、実施状況を監視するという仕組みもあわせて提言いたしました。国に対しまして、「ロードマップ委員会」の設置を重ねて要望したいと感じます。

この3月末をもって検証会議は任務を終え、ハンセン病問題の解決に進むための役割をより広く、国、そして社会へと引き継ぎます。この引き継ぎのためのいわばバトンの役割を担うものが本最終報告書でございます。

2004年8月、駿河療養所での現地検証会議においてハンセン病に対する偏見と差別だけは残ってほしくない。ハンセン病回復者の人権が回復されて、私たちは死にたいと陳述された西村時夫氏は、その1カ月半後、62歳で帰らぬ人となりました。多くの真実と並んでこのような魂の叫びも本報告書には盛り込まれております。バトンを受け取る国・社会などにおかれましては、私たちの衷心を理解され、本報告書を活用してくださる

ことを検証会議一同願ってやみません。

以上でございます。

【金平座長】 それでは、ここで報告書を大臣にお渡ししたいと思います。日弁連の理事長とご一緒に、ここで大臣にお渡ししたいと思います。

私どもの報告書でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(報告書提出)

【金平座長】 それでは、一言ここで大臣からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【尾辻厚生労働大臣】 ただいまは大変重い 重いという意味は物理的な意味で申し上げたものではございません。ほんとうに重い報告書をいただきました。平成14年から約2年半にわたり検証会議の皆様方におかれましては、再発防止のための提言を行うことを目的として、ハンセン病政策の歴史と実態について各方面から検証を行っていただきました。2年半というほんとうに長い年月でございます。深く敬意を表する次第でございます。

金平座長はじめ委員の皆様方には、全国各地のハンセン病療養所を回られ、患者の皆さん、元患者の皆さん、あるいは医療関係者など、さまざまな方々から直接お話を聞きになるなど、ハンセン病の歴史と実態の検証に当たり、不断の努力をされたと同っております。

平成13年5月の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償訴訟判決以降、間もなく4年が過ぎ去ろうとしております。当時の内閣総理大臣談話の一部を引用させていただきたいと存じます。「過去の歴史は消えるものではありません。また、患者、元患者の方々の失われた時間も取り戻すことができるものではありませんが、政府としては、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くす決意であることを、ここで改めて表明いたします。同時に、ハンセン病問題を解決していくためには、政府の取り組みはもとより、国民一人一人がこの問題を真剣に受けとめ、過去の歴史に目を向け、将来に向けて努力していくことが必要です。私は、今回の判決を契機に、ハンセン病問題に関する国民の理解が一層深まることを切に希望いたします。」

これが当時の内閣総理大臣談話でございます。まさに歴史は消えるものではありません。だからこそ、ハンセン病問題を解決していくためには、厚生労働省の取り組みはもとより、国民一人一人がこの問題を真剣に受けとめ、過去の歴史に目を向け、将来に向けて努力し

ていくことが必要だと思っております。そのためにも、本日いただきました再発防止のためのご提言を尊重し、必要に応じ関係省庁と連携しながら、今後の施策の立案・実行に当たるべく十分検討してまいり所存でございます。

今、皆様方の胸の中にもいろいろなことが去来しておられるだろうと思います。私も思いを込めて、もう一度、金平座長はじめ委員の皆様方に深く敬意を表して、あいさつとさせていただきます。ほんとうに長い間ご苦労さまでございました。(拍手)

【金平座長】 尾辻大臣、お忙しい中、ありがとうございました。今のお言葉の中にありましたように、ハンセン病政策による被害というのは、今もなお現実のものとして続いております。どうぞ、再発防止に向けての格段のご努力をお願いいたします。ほんとうにありがとうございました。

それでは、ここで大臣は国会のほうにおいでになるようでございますので、ご退席になります。ありがとうございました。

【尾辻厚生労働大臣】 国会開会中でありまして、また委員会に戻らなきやなりませんので、どうぞお許しください。失礼いたします。

(尾辻厚生労働大臣退席)

【金平座長】 それでは、会議を続けます。

先ほど申し上げましたとおり、当会にとってこの会は最終回の会議でございます。検証結果報告を今後、国の政策に何としても反映してもらいたい。そういう思いから検証事業の委託者である国を代表して、ただいま大臣に最終報告書をお手渡しいたしました。国会中のために大臣の時間が少ししかとれなかったことは残念でございますけれども、引き続きこの会議は、厚労省のほうから健康局疾病対策課の関山課長がお見えくださいました。席に着いてくださっております。関山課長をご紹介いたします。

【関山疾病対策課長】 関山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【金平座長】 最後までこの会におつき合いいただく予定でございます。どうぞよろしく願います。

それでは、最終報告につきましては、検討会の委員の皆様、それから検証会議の委員の皆様それぞれご担当の分をご執筆いただきました。それを検証会議の起草委員会で何回も討議をいたしました。そして、最終的に内田起草委員長に取りまとめをお願いしました。今、大臣に短い時間でも内容を説明していただくために、非常に簡略に内容のご説明を内田先生からお願いしましたけれども、改めて、内田起草委員長から我々の報告書について

のご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【内田副座長】 それでは、少し時間をちょうだいいたしまして、私のほうから最終報告書等につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

今、先生方のほうに最終報告書の印刷版を回覧させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

私たち検証会議は、ここ2年半の検証作業を終え、多岐にわたる検証結果を最終報告書にまとめさせていただきました。最終報告書の別冊をなす被害実態調査報告書及び胎児標本検証結果報告書は既に厚生労働大臣に提出させていただきましたが、最終報告書も本日厚生労働大臣に手渡させていただきました。

最終報告書は、先ほどもご紹介しましたように、本文886ページ、全20項目及び関連資料からなる膨大なものでございます。そこで、別に要約版も用意させていただきました。今、先生方のお手元に要約版が配付されていると存じます。この要約版でさえも100ページぐらいのものでございます。最終報告書には先生方の検証の成果でございますが、その検証の成果を多く掲載させていただきました。例えば、日本の絶対隔離政策で医科学的な根拠が示されたことは最初から最後までなかった。光田健輔氏らが掲げた優生学的な理由も何ら根拠のないものであった。国際的な流れからの乖離はますます広がっていった。絶対隔離政策は植民地等でも強行された。敗戦によって日本は新しい時代を迎えたが、ハンセン病については、医学も立法も戦前を継続した。プロミンなどの革命的な薬効も隔離政策の廃止には結びつかなかった。ハンセン病は基本的には不治だとの療養所長、医師らの妄信に国も治安政策などの観点から乗った。

1953年、患者らの反対運動を無視して、「らい予防法」が可決された。国際らい会議、WHO専門委員会は各国政府に対し隔離政策の廃止を強く求めたが、日本政府はこれを無視した。入所者の方たちは、日本国憲法の共有者ではなく、新しい明るい日本の犠牲者であった。日本国憲法は患者、家族らの置かれた深刻な人権侵害状況を告白する役割ではなく、覆い隠す役割を長らく果たしてきた。

保健所などが第一線機関であったために、戦後の無らい県運動のすそ野は医師や保健婦をはじめとして著しい広がり、これらの人々の善意が戦前の衛生警察の権威以上に全患者収容に偉力を発揮した。医療・福祉などの保障が強制隔離の口実とされたが、療養所にあったのは非医療・福祉であり、反医療・福祉で、治安政策による支えなくして成り立ち得なかった。その象徴が菊池恵楓園のらい刑務所などであった。国が断種、墮胎を行い、命

を選別、このような非人間的な行為が日本国憲法のもとで逆に合法化された。こういう衝動的なことも検証させていただきました。

入所者の自殺も、先ほどご紹介しましたように、日本全体の2倍、あるいは3倍というふうな推測もございます。近親者が自殺しているケースもかなりございますし、入園前の自殺者もかなりの数に上がっているというふうに推測されております。

「らい予防法」が1996年まで廃止されなかったのも医学的な理由からではありませんでした。厚生省は入所者の処遇改善に必要な予算を大蔵省から獲得するために「らい予防法」の隔離条項の存在を最大限に利用した。この強制隔離と処遇改善のいわゆる表裏一体論が予防法の延命に大きくあざかった。

1907年、「癩予防二関スル件」以来の日本独自の大療養所主義も厚生省、療養所長、医師らにさまざまな既得権を与え、現状肯定の惰性的な態度を生み出した。強制隔離政策により、日本のハンセン病医療界の社会から、そして世界から隔離された。縦逸の命の選別は人間の尊厳を冒瀆する以外の何物でもありませんが、国の誤った強制隔離政策は療養所の医療従事者から良心を奪った。

国家の統制下にあった宗教は、戦後、信教の自由を保障されましたが、この信教の自由のもとに、みずからの判断で宗教界が採用したのはハンセン病患者、家族の側にあるという立場ではなく、国の側という立場であった。

隔離の現象は教育界にも見られます。ハンセン病患者の子どもたちの人権に高い配慮を求めた国際社会の流れは、戦後も日本国内には浸透しませんでした。療養所における義務教育などの目的とされた普通教育もよき入所者になるための園内通用学力を身につけさせるものでしかありませんでした。

福祉界も隔離政策に依存し、これに逃避し、そこに働く人々を美化して問題の深刻さを十分に認識するということはありませんでした。藤本事件に象徴的に見られる「らい予防法」からも逸脱したハンセン病患者への司法の差別的な対応は、日本国憲法が期待した役割とは正反対のものでありました。

歴代の報道記者の多くもハンセン病問題に不勉強で、療養所に足を踏み入れることもありませんでした。取材が認める体制も弱かったと言えます。報道者が気づかないということは、社会的に問題を抹殺したのも同様でございました。

全患協運動等の歴史は、国などに患者の諸権利を擁護させ、病気を理由とする差別、偏見を根絶させる主体が患者自身であることを雄弁に物語っております。しかしながら、社

会からの支援なしに闘い得るか。孤立無縁で闘い得るかといいますと、否であることもよく示しております。国民に訴えることなどがおろそかになっていたとの自己批判も見られますが、この点も社会の側が責めを負うべき問題だというふうにも考えられます。

ハンセン病対策も精神疾患対策も、ともに病者を苦しみから救うためではなく、対外的な声を、及び諸外国に対する日本の体面から始められた点で共通しております。隔離収容は国民の良識化に対する偏見を固定化し、差別を助長してきた。今の日本では精神科診療所に通うことさえも偏見にさらされているというふうにも考えられます。

以上、主な検証成果の幾つかを紹介させていただきました。

そして、最終報告書は、これらの成果を踏まえて、9項目からなる再発防止の提言を行いました。国の誤ったハンセン病強制隔離政策による被害は今もなお続いております。このような被害を救済し回復を図ることは何よりの予防策と言えましょう。残された課題は少なくありません。これが再発防止策の一つでございます。

もう一つは、戦後の無らい県運動で最前線の役割を担った保健所がハンセン病についての正しい医学的知識の普及活動の中核を担うこと。こういったことは当然の責務ではないかというふうにも考えられます。そこで、この面での取り組みが強化されるべきではないかというふうに提言させていただきました。

保健体育の教科書等、広い意味での教科書等の中には、予防法違憲判決後も「らい」という呼称を相変わらず用いているものがございしますが、この点も早急に改善されるべきではないかというふうに提言させていただきました。

3つ目は、療養所訪問を通じて、各地で交流の輪が広がりつつあります。病気に対する差別・偏見をなくすための初等中等教育等の場でのごくすぐれた実践教育が各地で実り多い成果を上げております。このような取り組みの一層の強化が望まれるというふうにも提言させていただきました。

医療機関や福祉施設で働く職員に対する人権教育の重要性も指摘させていただきました。このほか、患者、被験者の諸権利の法制化、政策決定過程における科学性・透明性を確保するためのシステムの構築、人権擁護システムの整備、公衆衛生等における予算編成上の留意点、人権教育の徹底、資料の保存・開示等についても、先ほどご紹介させていただきましたように提言させていただきました。

そして、これらの提言を具体化するために国の責任において、仮称でございますが、「ロードマップ委員会」を設置し、この独立の第三者機関がみずから提言を具体化するための

行動計画等を策定し、国、自治体等に対し逐次、計画の実施を求め、実施状況を開示すると。こういう仕組みも、先ほどご紹介しましたように、あわせて提言させていただきました。

私たちは検証を通じて多くのことを学びました。多くことを痛感いたしました。ハンセン病問題は、日本の国、社会の歩みを何よりも鮮明に映し出しております。私たち一人一人の姿を映し出している鏡だと言ってもよいと存じます。国政改革の上で検証の果たす役割は大きなものがございます。差別、偏見の厚い壁は今も崩れておりません。先ほどご紹介させていただきましたように、園の納骨堂に安置された引き取り手のない遺骨の数は、この壁の厚さを何よりも雄弁に示しております。差別、偏見を取り除くことなくして検証はあり得ません。検証と差別、偏見の打破とは、車の両輪でなければならないと存じます。アイスターホテル宿泊拒否に関して自治会等に殺到した抗議の存在こそが、正面から見据えるべき問題の本質だということも先ほどご紹介させていただきました。

本検証作業を通じて接することができた多くの真実は、ハンセン病強制隔離政策を生み出した「悪魔的な精神」を際立たせております。しかしながら、真実にも増して人々の心を動かすのは人間の魂の叫びではないかと存じます。本報告書を編むに当たって最も留意いたしましたのも、この真実と魂の叫びをいかに多くの方々に正しく伝えるかということでした。

在宅治療患者の母親に行政が何の対応もしなかったことに憤慨し刃物で襲った罪で今刑務所にいらっしゃる家族の方は、訪れた検証会議の委員に対し、「今はたくさんの人たちが私を支えてくれています。私は自分が欲しかったのはこれだと思いました」と語ってくれました。

2005年3月末をもって検証会議は任務を終えます。ハンセン病問題の解決に進むための役割をより広く、国、社会へと引き継ぎます。先ほども申し上げましたように、本報告書及び要約書は、その引き継ぎのためのバトンの役割を担うものでございます。私たちのまいた一粒の種が芽を出し、やがて木にまで育ち、病者とその家族を豊かな癒しの森がこの国に実現することを、検証会議一同、心から祈りながら本報告書を作成させていただきました。広く活用されることを皆さん方とともに切望したいというふうに考えております。

以上でございます、ごく簡単でございますが、内容等についてご紹介させていただきました。

【金平座長】 どうもありがとうございました。何しろ90年にわたるハンセン病、国により隔離政策、それは国による人権侵害そのものであったと思います。その検証という重い役割を担った私たちは、一人一人が自分たちの持っている力を出し合い、また、みんなの力を重ねながら、ようやくこの報告書をまとめることができました。しかし、何といても、我々の検証の結果は、今、内田委員長のほうからも話がありましたように、決して検証は終わったものではないし、検証の結果は決して過去のものではありません。いかに具体的に残された問題を解決するのか。また、再発防止というものをいかに進めるか。この1点に集約されているかと思えます。

報告書の中に、先ほどから出ております「ロードマップ委員会」の設置を求めまして、具体的に今後、国としてどういうふうに取り組まれるか。ここら辺のところを、きょうはせっかく課長がご出席いただいておりますので、関山課長のほうからご説明をお願いしたいと思えます。よろしく願います。

【関山疾病対策課長】 今のお話でございますが、まず、金平座長はじめ内田副座長、その他委員の皆様方におかれましては、全国各地のハンセン病療養所を回られ、患者、元患者の皆様方、あるいは医療関係者の方々から直接お話をお聞きなされるなど、またハンセン病の歴史と実態の検証に当たりまして、不断のご努力をされてきたということ、この場をおかりいたしまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、本日もご提出いただきました最終報告書でございますが、再発防止のための提言の今後の取り扱いについてご説明させていただきますと、厚生労働省といたしましては、平成16年9月27日にハンセン病問題対策協議会が開催されたわけではありますが、その場におきまして、患者、元患者の皆様方の代表でございますが、統一交渉団の方々との間で次のような合意がなされたということでございます。

厚生労働省は、検証会議が今年度末提出予定の再発防止のための提言を尊重する。また、平成17年度内を目途に提言を十分検討し、その検討結果の実現に向けた筋道等を明らかにするための開かれた検討会の設置に努めるということでございます。

以上の内容が合意文書の内容でございますが、したがって、来年度検討会を設置することにしております。つきましては、本日も提出いただきました再発防止のための提言を尊重し、先ほども大臣がお述べになりましたように、これについて十分検討していきたいということでございますので、そういった対応をとらせていただこうと考えております。どうぞよろしく願います。

【金平座長】 今後、ロードマップ委員会については、既に昨年9月に一応その方向は出しているということでしたが、そしてまた、これを尊重してやっていくということですが、ちょっと1人2人、ご質問よろしいでしょうか。何かございませんでしょうか。

じゃ、神委員のほうからお願いいたします。

【神委員】 課長のほうから簡単なコメントをいただきました。もう一つ、この報告書を受けて、国の責任において、これをどのように今後の政策に反映させるかということについても言及をいただいたところですが、私どもが一番気にしておりますことは、あるいは厚生労働省に要請しなくてはならないのは、努力の結晶という形で膨大な検証の結果が文書化されたんですが、ハンセン病政策というのは、文字どおり、今日に至るまですべての点が国民の目から届かないところで、いわゆる水面下でこの悲惨な政策が推進された、そのように考えております。

しかし、一般市民の立場から言わせますと、へんぴなところに施設をつくって、生涯そこで隔離して、そしてハンセン病の撲滅を図る。90年に及んだハンセン病政策が推進されたんですが、その内容については、一般市民サイドから見たときに全く何も見えてこなかった。私どもが一般社会で市民の方々と接触するときに痛感するのは、市民の方々、国民の一人一人が既にハンセン病問題は1996年に「らい予防法」が廃止され、そして2001年に熊本判決がもたらされたことによってハンセン病問題は一件落ち着いたんだ。そういう認識が広く行き渡っていることを痛感しました。

同時に、今日においては、既にハンセン病問題は意識の中から忘れ去られようとしている。そして、既に無関心の対象になっているかのような印象を受けるところです。これが一番、私どもとしては懸念するところでありまして、再びこの検証の結果が、資料そのものが国民の目から隠ぺいされる、あるいは再び隔離されるということになることを非常に恐れています。したがって、国のハンセン病政策が90年にわたってこういう形で今日まで続いてきたんだという情報開示、そのことにこれからまず力点を置いていただきたい。市民の方々がこの報告書を受けて、もう少し詳しく知りたい。そういう願望があったときにはどういう形で市民の方々にこれらさまざまな情報が開示されていくのか。そのところのプロセス、お考えについて、もう少し突っ込んだお考えをお示し願いたい、そう思います。

【金平座長】 課長のほうから、ぜひお答えをお願いします。

【関山疾病対策課長】 今のお話でございますけれども、まさにこの検証会議のお取りまとめいただいた報告書、そして、後でまたお話があるかと思いますが、これによって収集されました資料、この取り扱いということについては、私どもとしては、今整備を行っております高松宮ハンセン病資料館に保管させていただくことで考えております。

ただ、現在、まだ拡張計画、そして工事中でございますので、そういう状況もご考慮いただきながら、今後の子細の取り扱いというのを考えていきたいということと、これは資料の保存ということでありまして、では、この資料自体をどうやって国民の皆様方が、物だけじゃなくて、情報にどうやってアクセスしたらいいのか。その点についてはいろいろなアクセスの仕方があるんじゃないかと思っておりますので、また、この検証会議、今年度中は続くことになるわけでありまして、その期間の間でも皆様方のご意見などをお伺いさせていただければと思っております。

【金平座長】 今、神委員のほうから出ましたように、私たち検証会議で歩きまして、ほんとうにいろいろな方からお話を伺いました。そして被害の実態である、現場である各療養所にも伺いまして、そこに残されたものを通して、当時の政策、そしてそこでの処遇、そういうふうなひどい実態というふうなものにもぶつかりました。だけど、皆さん入所者の方も高齢になっていきますし、私たちはこういう実態があったということ自体を絶対風化させてはいけなと。これは検証作業の中で強く思いました。もともとは、神さんがおっしゃったように、一般の人に見えなかった。それをやっと表舞台に出して、こういうことであったということを言いたかったんですけども、またこれが風化してしまうということを大変恐れておりますので、多分、神委員の話もそういうことだったと思っておりますが、課長、これはぜひよろしく願います。

これから資料館のことをまたお話しいただきたいと思いますが、ほかに何かございませんでしょうか。宇佐美委員と光石委員と児玉委員と3人の方、宇佐美委員からお願いいたします。

【宇佐美委員】 検証・検討委員会として十分なことはできませんでしたけれども、一応最終報告として厚労省のほうに提出していただいたので、その実践のために、現様の中で、特に私はハンセン病患者も元患者も、療養所におる人もだんだん少なくなって3,000人を切るというような状況の中で、ハンセン病に対する差別と偏見だけが残っているんじゃないかと、こういうような思いを最近特にしておるわけなんです。私たち入所者もいろいろなところで、各都道府県においてもいろいろと陳謝していただいたり、過去の問題

についていろいろと考えていただいておりますけれども、実際は国民の中で、すぐ出てくるのが先般のアイスターの黒川温泉のような問題で、ハンセン病、元ハンセン病患者がホテルに行ってふろに入ることは不届きだと。こういうふうな形で、ハンセン病は人間ではない。人間でない人間が偉そうなことを言って、黒川温泉のような温泉ホテルのふろに入りたいというのは何事だというような投書まであることを聞きまして、愕然としております。

また、最近、JLMの本の中で、末利光という小川正子記念館の館長は、ハンセン病の過去の政策について例証して、特に検証会議、予防法、判決の問題について例証した罵倒を本文中で続けておられます。特に問題なのは、光田健輔氏、小川正子さんのような戦前の隔離政策のために努力した人に対する敬意のなさというような形で、それが以降の隔離解放政策について「ノー」と言っておられるような文章が文中にたくさんございます。特に私、問題になるのは、ハンセン病患者は、ある老人が押し入れの中に7,500万円持っていたと。ハンセン病患者は金持ちである。私はそれについて、昭和22年の150円から今日までの全財産を、国からいただいたものを全部集めても7,500万円のタンス預金にはならないと私は思います。そしてまた、これに恩給をもらった人を入れて、ハンセン病患者は日本一の金持ちのグループである。こういうふうな宣伝を文中に書かれております。私はこのようなことが本になって、また、小川正子記念館の館長として喧伝されているということを知りまして、ほんとうに情けない思いをしています。

特に最近、アイスターで黒川温泉問題について、熊本県知事、県の態度、また自治会の太田明会長以下、患者たちの態度は国民からひんしゅくを買う、ハンセン病患者、元患者は温泉なんかの浴場に入ろうというような考え自体が間違っているというふうな断定した形で本を結んでおられるわけです。これを思いますと、今後とも、厚労省においては、十分に合同会議で出されたような建議を通じても、具体的な問題について、今度の2年半にわたる検証会議の様態を踏まえて、新しいいろいろな問題で差別、偏見がハンセン病元患者に対して襲いかかっております。これは一人ハンセン病患者じゃなくて、弱い者のために、今後とも厚労省はこういう具体的な問題について、一つ一つ対応して、適切にして問題を解決してもらわなければ、差別、偏見はいつまでも日本の国内に残り、世界に恥をさらす様態をさせないようにひとつ努力していただきたいと思っておりますので、ご見解をお願いします。

【金平座長】 それでは、お二人が残っていらっしゃいますので、お二人の方から別の

問題かもしれませんが、それぞれ出していただいて、それで課長のほうからお答えいただくかと思いますが、じゃ、光石委員からどうぞ。

【光石委員】 先ほどのお話ですと、ロードマップ委員会に当たる「検討会」の立ち上げが一番早くても2006年4月以降ということ伺ったんですが、検討期間が長過ぎるのではないかという気もいたします。もっと早くそういうものを立ち上げていただかないと、風化してしまうのではないかとことを私は恐れます。

【金平座長】 続いて、笈委員、お願いいたします。

【笈委員】 せっかく課長が見えているので、ぜひはっきりとお答えいただきたい件は、一つは、この報告書を絶対にお蔵入りさせない。つまり、「はい、ご苦労さんでした」と。で、受け取って、それで終わるとということが絶対ないように。そのための再発防止に対する提案を同時に我々はしているわけですが、私としては、特に厚労省にこの報告書に関しては、厚労省全員が読むということをぜひ義務づけていただきたい。厚労省は全員読む責任があると思います。私たちが2001年、熊本判決を得た後、国会でも「判決文を読んだか」ということを小泉首相に何回か質問する場面を我々は国会中継で見っていますが、「読んでいない」というふうに答え続けるという状況がありました。この報告書は、厚労省から委託された形。形はそういうことになってはいますが、我々が要求し、前厚生労働大臣、坂口氏との間で基本合意を取りつけた形で行われている、その結果の報告書です。したがって、その意味からも厚労省は全員がこの報告書を読むと、完全にすべて目を通すということを課長のほうで徹底してもらいたい、厚労省内で。そのことを一つ要求します。

もう一つは、先ほど来から亡くなった者がいまだに放置されているか。つまり、引き取り手のない遺骨がどれほどあるかということが数字を挙げて言われております。それがハンセン病問題の実態じゃないかと。こういう状況にいまだに置かれているんだということを繰り返し、副座長の報告の中にもありました。その中で、職員がどのような形で遺骨の問題や何かに絡んでいたか。その具体的な例として栗生楽泉園の問題を取り上げたいと。ぜひそのことを厚労省は明記しておいていただきたい。

この間、全療協のほうの調べで、私のほうからも報告をいたしましたんですが、栗生楽泉園の物故者数は1,855です。遺骨数が、納まっている遺骨です。その数が1,077、約55%です。じゃ、その差はどうなっているのか。遺骨がないわけですから、それならば、その分は遺族が持っていったのか。ちゃんと自分の家まで持っていってお墓に納めたのか。

それは中にはあります。つい最近になってようやくですが、私が見届けたのは、つい最近 1 件、全骨を持って帰らせていただきますと遺族からの言葉があって、私どもひどく胸を打たれたんですが、しかし、そういう方はまだまだ少ない。この間 1 件あった切りです。

じゃ、どういう形で、言うならば 7 8 8 の不明な遺骨、それはどういうことになっているか。うちに持っていったんじゃないかなってどうなっているか。実は栗生楽泉園の実情を調べると、栗生楽泉園は昭和 7 年に設立されました。それで納骨堂ができたのは昭和 2 3 年なんです。この間どうしていたかと言うと、宗教団体や何かがあって、預かったお骨があります。その宗教に所属している者が亡くなった場合、その宗教団体が預かったお骨がありました。あるいは通夜堂というのがあって、そこへほこりをかぶったままお骨が置かれていたという記録もあります。しかし、同時に天理教という建物があるんですが、天理教のお堂があるんですが……。

【金平座長】 すみません、弔委員、質問に入っていただけますか。

【弔委員】 できるだけ省略します。そこに穴を掘って、土手に穴を掘って、その穴の中に遺骨を納めて、それはだれがやったか。職員です。職員の手によって行われていたんです。その数は不明です。どのくらい土手に掘った穴に入れられていたのかはわかりません。ただ、土手の穴にほうり込んだ形にあったために、お骨に書かれていた名前が消えてしまった。あるいは穴の中で、土砂崩れが起こって、それでそのために骨壺が壊れて、どっちがどっちの遺骨かわからないと。骨壺が壊れてしまってわからない。その数が約 7 0 0 あつたろうというふうに推定されています。結局そのものは、納骨堂に奈落というのがあります。残骨を処理する場所です。その奈落に入れたというふうに言われていますが、いかにずさんな処置がされてきたか。私たちは遺族が遺骨を迎えに、この残骨処理にされてしまったのを、今遺族が迎えに来たらどうしようか。「こんな格好で、あなたにお骨を返すことができません」という回答をしなきゃいけないのか。そういう思いにもかられているわけです。こういう状況に置かれている。だから言うならば、この検証会議はまだ終わっていない。そういうことを申し上げなきゃいけないなというふうに思っていますが、この点についてお答えいただきたいと思います。

【金平座長】 それでは、課長、3 人から質問、意見も出ましたが。

【関山疾病対策課長】 先ほどの光石委員、そして弔委員のお話、こういったご要望については強く受けとめていきたいと思います。ただ、こういう事業は予算事業でございますので、そういうことはご理解いただければと思っております。また、弔委員のお話につ

いても、そういった状況であるということでございます。したがって、私どもも、今お話しされたご発言を頭に入れながら、この最終報告書を十分読まさせていただこうと思っております。

また、宇佐美委員からお話ございましたような、いまだに差別問題というのは依然として残っているということでございます。私どもも熊本の黒川温泉で起こりました事件につきまして、これは昨年9月で、ハンセン病問題対策協議会の中においても、まだまだこういう偏見、差別問題があるということで、ハンセン病に関するシンポジウムを国として開こうじゃないかというご提言もございまして、当時の大臣が「それじゃやりましょう」ということで、まずは、ことしの3月14日にシンポジウムを開催することになっております。そのシンポジウムにおいては、この検証会議のメンバーであります金平座長にもお越しいただきまして、いろいろと私どものシンポジウム開催にご高配いただくということになっております。

こういったシンポジウムをきっかけに、都道府県においても普及啓発事業が進み、あるいはこういうシンポジウムを介してハンセン療養所に出かけてみて、そしてこの目で見て体験してみようではないか。こういう流れが、やはり五感で感じることも重要でございますので、そういう流れができればなという気持ちを持ちまして、開催することとしております。そういったことで、普及啓発事業は重要だと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

【金平座長】 それでは、今3人の方からのご質問に対してお答えいただきましたが、これからやるということございまして、ほんとうはここから少し厚労省といろいろと検証をやってまいりました委員が話し合いできるといいなと今伺いながら思っておりますが、何しろきょうが最終回でございます。残念ですけれども、課長へのご質問をちょっとここで切らせていただきます。とにかくみんないろいろと検証をやりました結果についての思いというふうなものはまだこれからたくさん出てまいりますが、最後までどうぞお聞きくださいませ。

それでは、時間の関係で、恐縮ですが、次に移ります。少し事務的になりますけれども、まず、検証会議の最終報告書、これが今後どうなるのか。大変多くの方たちから質問が来ております。検証会議が終了してから、これをどこで読めばいいのか。手に入れることができるのか。また、どういうふうに配布するつもりか。こういうふうなことでございますので、これにつきまして、加納事務局長のほうから説明してください。

【事務局(加納)】 それでは、事務局からご説明させていただきます。最終報告書につきましては、既に各所から配布についてお問い合わせをいただいておりますが、何分にも1,500ページという大部でございます。すべて印刷した形で皆さんに見ていただくことは、なかなか予算面からも厳しい状況であります。そこで、最低限、国会と関係各省庁、そして国会図書館、各都道府県図書館にはお渡しいただく形でまず活用していただきたいと考えております。

また、現在、3月中下旬ごろまでに最終報告書の要約版と本文と、また資料を若干入れましたものを、本文と資料についてCDに入れたもので、今お手元にお配りしております。要約版のほうを1,000部程度作成いたしまして、一般の方からの配布のご要望については、そちらのほうの要約版プラスCDという形でこたえていきたいというふうに考えております。また、要約版につきましては、今週中にも日弁連法務研究財団のホームページのほうにアップさせていただきたいと思っておりますので、ご参照いただければと考えております。

また、本年の3月末をもちまして検証会議が終了した後、最終報告書についてご要望がある場合におこたえしていくために、現在、最終報告書を日弁連法務研究財団から出版するという可能性も検討しております。この点につきましては、法制上のいろいろな点がございまして、厚生労働省との間で現在協議をしている最中でございます。3月末までにはそういった方向性についても確定をした上で、日弁連法務研究財団のホームページのほうでどういう取り扱いになるかということをご案内させていただけるようにと考えております。

一応、事務局からは以上です。

【金平座長】 おわかりいただけましたか。

【宇佐美委員】 1,000部じゃ少ないですね。

【金平座長】 1,000部じゃ少ない。私もそう思っています。

質問でございますか。今の件について、どうぞ。

【岡田委員】 1年前のときに世話になった人なんかを送りたいものは名前をそちらへご連絡するよということ、僕のほうでは十何名かのお話を伺った方とか、意見を聞いた方のお名前をお送りしてあるんですけども、そういう人たちに対しては何を送ってくださるのでしょうか。

【事務局(加納)】 基本的には、先ほど申しました要約版プラスCDの形で送らせてい

ただ形になるかと思えます。また、事務局のほうまでご連絡いただければと思えますので、よろしく願いいたします。

【岡田委員】 我々にはその印刷されたものをいただけるんですか。

【金平座長】 私もそこがちょっと抜けたなと思っているんですけども、ちょっと話してください。

【事務局(加納)】 委員の先生方には完全印刷版を配付する予定でございますが、ちょっと今印刷がおくれておまして、申しわけないんですが、本日間に合いませんのでしたので、後日送付をさせていただきたいと思えます。

【金平座長】 委員の方にはこの厚いものを、3部作全部お送りするというごさいます。

一応、ざっとお話しいたしましたけれども、今、岡田委員からもおっしゃいましたように、私どもはやはりこの検証結果をなるべく多くの方に読んでいただきたい、そういう考え方でおります。ただ、私どもの任期は今月の終わりまでですし、予算もそこまででございますので、どれだけのことができるか。最大限、日弁連と、それから厚労省とも話し合いながらやっていきたいと思っております。

それでは、その次にもう一つございますが、検証会議でいろいろな検証のための資料を収集いたしました。これが大変膨大なものになっております。この資料をこの検証会議が終了後どうするかという問題、これは大変大きいものがございまして。中には個人情報というものもございまして、私ども、ぜひこれを残すべきだというふうに考えておりますが、これについて事務局のほうからお願いしていいでしょうか。

私のほうから話しますか。じゃ、とりあえず、高松宮ハンセン病資料館というのがございまして。ここで私どもは検証会議の資料を保管していただくのが最もベターかなというふうな考えまして、厚労省のほうに申し入れいたしまして、厚労省に間に入っていただきまして、資料館懇談会のほうでもご討議をいただいております。今のところ、そのご討議はまだ途中でございましてけれども、やはり私どもと同じようなお考えで、この資料というものは検証会議の会議そのものと同等に、この資料そのものを残すべきであると。それにはやはりハンセン病資料館がいいだろうというふうなお考えをお聞かせいただきまして、細部について今検討しようとしております。一応資料館のほうにお渡しするという方向で検討しているということをお伝えしたいと思えます。現在、資料館が今改築、増築でございまして、そういう方向なんだそうで、資料館の委員でもいらっしゃる神委員から、ちょっ

とそこら辺のところを補足していただけますか。

【神委員】 僭越ですが、資料館の拡充委員会の一員でもありますので、この問題について検討した経過がありますから、ごくかいつまんで申し上げます。この膨大な報告書、あるいは関連する資料、段ボールにして20箱以上あるというふうに私は承っておりますが、これほどの大きい資料が今後どのように扱われるだろうかというのは、私ども検証委員それぞれが関心の深いところでありまして、この問題についても、これまでいろいろ話し合ったり、聞いたりしてきたんですが、一つは、厚生労働省において管理してもらう。あるいは保管してもらうということもあるというふうに思うんですが、問題は、先ほどからも縷々話に出ておりますように、この報告事項は、なるべく一人でも多くの市民にお読みいただきたいというのが私どもの念願でありますから、市民が見たい、読みたいというふうに思われたときには、市民の手近にこれを保管することが一番望ましいのではないかと。そう考えましたときに思い浮かびましたのは、座長のお言葉にもありましたように、多磨全生園の一角にあります高松宮記念ハンセン病資料館で保存してもらうことが一番適当ではないかというふうに考えた次第です。

したがって、厚生労働省が事務局となってハンセン病資料館の拡充委員会が現在運営されているんですが、この中で、私のほうからも問題提起といいますが、要請いたしました。できればそういう形でハンセン病資料館に管理・保管していただいて、市民からそれを見たいという要望があったときには、特にプライバシーにかかわるものを除いて、すぐその情報開示という形で市民の目に触れるような、そういう配慮がなされることが一番いいのではないかと。そういう観点に立って、今後、資料館のほうでぜひ管理・保存をしてもらいたいという話をいたしました。これを受けて、現在資料館に関係しております方々、あるいは拡充委員会の皆さん方もそれがいいのではないかと、おおむね了解を得たというふうに私は認識しております。また、一方の厚生労働省の関係者におきましても、それはいかんというふうなお話は全くございませんで、そういう形で今後保存される、管理される。そして必要なときには国民に対して情報開示という形で示していただく。そのことが一番いいのではないかと、そういう方向で今進みつつあると。経過的なお話であります、報告しておきます。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、その方向で厚労省のほうもどうお考えか、ちょっと一言。

【関山疾病対策課長】 先ほども若干触れさせていただいたように、高松宮ハンセン病

資料館において、今まで検証会議が収集された資料及び最終報告書、これについては保管する方向で、今どのように今後取り扱っていくのかということで詳細に相談していかうではないかということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひています。

【金平座長】 厚労省も同じ考え方で、それまでの資料をそちらのほうにお渡しするためのご努力をお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、あと1時間になってしまいました……。

【岡田委員】 また質問よろしいですか。個人が集めた資料をどこまで個人が保管して、どこまでお渡しすればいいか。その点、早くしていただかないと3月終わっちゃいますから。

【事務局(加納)】 個々の委員が今現在お持ちの資料につきましては、今後また、近いうちに事務局のほうからご連絡とお願ひを差し上げたいと思ひますので、ご対応をよろしくお願ひいたします。

【岡田委員】 それからもう一つ、細かいことですが、不二出版のものをお貸しいただいていますね、資料を。それをお返しすることになるわけですね。

【事務局(加納)】 そういった今後の資料の整備につきましては、事務局のほうからまたまとめてご連絡させていただきます。

【岡田委員】 そういったときの運賃をどうするかというような問題もありますので。

【事務局(加納)】 わかりました。その点も留意して、事務局ほうからご連絡させていただきます。

【金平座長】 じゃ、まだご質問があるかもしれませんが、事務局なり、私などにまたおっしゃってくださいませ。

それでは、ちょうど1時間ほどになりました。私といたしましては、この2年半、検証会議をやってまいりまして、決して楽な道ではありませんでした。けれど、私たちはやっぱり今この検証をやらなければ、このハンセン病政策という国が犯した過ち、そしてそれをまた気づかずに放置してきた各界、各機関、そして国民の意識、それも何事もなかったかのように葬られてしまう。そういうことを考え続けました。そういう思いでやってまいりました。先ほどからお話も既に出ておりますように、検証会議はまだ終わらないという言葉も出ておりましたけれども、皆さん方がこの会を終わるに当たって、やはり思いがいろいろとおありになるかと思ひます。終わりに当たりまして、検証を通して考えたこと、言い残したこと、言いたいこと、それを一言ずつお話をさせていただければというふうに思

います。きょうは残念ながら、インドネシアに今いらっしゃる和泉委員とか、やむを得ずきょうは園の仕事でお休みになりました牧野委員とか、あとお二方いらっしゃいまして、4人の方が欠席でございますが、あとは皆さん最後までご出席いただいておりますので、お一人3分ということでぜひお願いいたします。1人の方が長くなりますと、ほかの方のところの時間をとるということをお考えの上でお話しいただければありがたいと思います。この記録が私どもの検証会議の議事録の最後のページに収載されます。

ごめんなさい。何か訂正が入りまして、1人2分だそうです。私がしゃべり過ぎたからいけなかったのかな。申しわけありません。

それじゃ、席順でよろしいでしょうか。鮎京委員からお願いします。ブザーは鳴らしませんので、2分たちましたら、これを次の方にお渡しくださいませ。

【鮎京委員】 検証会議委員の鮎京です。簡単に感想を述べさせていただきます。私は、個人としての感想と法律家、弁護士としての感想があります。個人としての感想で、私の頭の中に今あるのは、差別と偏見の問題をどうするのかということです。私は、この検証会議を通じて、人間として生まれる、人間として生きていくということはどういうことか。その根本のところを学ばせていただいたと思っています。あるハンセン病経験者の方が法廷で「どんなに自分の障害が重くても、外貌が損なわれようとも、ずっと人間としての心を持ち続けて生きていきたいと思ってやってきました」と言われました。私はその意味をいつもいつもこの検証の中で繰り返し考えてきました。何となくわかったような気持ちもします。

共感というのは、私の心の中にある人間の部分がハンセン病を経験された方の苦しみに泣いたり、怒ったり、そして闘いの姿に感動したりすることだと思っています。そして、共感というのが人間同士の連帯をつくるかなめになっていくのだと思っています。そして、それが偏見、差別の解消のかぎになるんだと思っています。その共感をつくるのは歴史の真実を学ぶということが土台にあることです。歴史の真実は、私たちが微力ながらもこの検証会議の活動の中で検証してまいりました報告書の中にささやかながらも集積されております。ぜひそれを皆さんに読んでいただいて、この報告書の役割を果たしたいと思っています。

それからもう一つ、弁護士としては、この検証会議を進めていきながら、何度も何度もどうして法曹界がこれだけ取り組みがおくれたのかという、そういう点での自己批判、それから反省を繰り返してまいりました。私は、ハンセン病の国賠訴訟に参加することがで

きて好運だったと思っています。だけれども、それは法廃止が終わった後でした。余りにも遅過ぎたということです。なぜ人権を守る仕事をしている弁護士が、その取り組みにこれほどおくれてしまったのか。そういう点で大変恥ずかしい、そして申しわけない気持ちを持っています。この気持ちを大事にしながら、医療の中で人権を侵害されている人たちの状況について、これからも目と耳を傾けていきたいと思っています。

以上です。

【大塚委員】 検証会議の大塚です。私も新聞記者として、この問題、取材経験がかつてありましたけれども、いかにその当時の取材が浅かったものなのか。この検証会議でいろいろな方々の証言とかを聞かせていただいてつくづく実感いたしました。あしたの新聞で自分なりにこの検証会議の総括の記事を書こうと思っていまして、どういうことを書こうかなという思いをめぐらせたんですけれども、さまざまな聞き取り調査の中で伺った言葉がよみがえってきました。最後の13園目に行った宮古南静園のとき、そのとき、鮎京先生もおっしゃったと思うんですが、退所者の方が見えない壁が我々の前に立ちふさがっているとおっしゃいました。その言葉が非常に私も印象深く、確かにこの見えない壁という、その言葉、その壁がなくなるときがほんとうにこの問題が解決するときじゃないかと思います。だからこの最終報告書というものは、それぞれ国民一人一人が自分の心の中に見えない壁があるかどうかを自問する、そのきっかけになってほしいなと、そういうことを自分なりに思いました。

【神委員】 検証委員の神です。2分間という時間でありますので、一つ二つしか申し上げることができませんが、先ほどからの療養所の中の死亡者、あるいは納骨堂に合祀されている遺骨の話もありましたけれども、療養所開設以来、私どものことし2月1日現在の調査によると、2万4,379人の者が隔離された壁の中で無念の涙を飲んで死んでいきました。そして納骨堂に合祀されている遺骨の数は亡くなった人の65%、1万5931柱です。このほとんどの遺骨は家族に引き取られることもなく、今なお、療養所の中心部にある納骨堂に納められたままです。残された者は、わずか3,400人ぐらいになりました。平均年齢77になって、それぞれ入所した者たちが何を考えながら毎日を生きているか。一言でいうならば、せめて残り少ない人生になったけれども、死ぬ前に一度ふるさとの土を踏んでみたい。そういう願いが入所者に等しく心の奥深くにあります。

しかし、1996年に「らい予防法」が廃止になり、2001年に熊本判決が出た。しかし、私たちはいまだに墓参りにふるさとに帰ることすら許されていないんだ。何もうれ

しいことはないというふうにおっしゃっている入所者が少なくございません。その前に横たわっているのは、やはりハンセン病に対する無理解、偏見と差別以外の何物でもありません。

2万5,000人近い人たちが療養所の中で死んでいきましたが、その方々というのは、自分たちの苦しみ、世間に訴えたいこと、家族に伝えたいことをたくさん胸に秘めながら死んでいったわけで、ほとんどこの人たちの魂の叫びというのは、深海の海底に沈んでいったままになるのではないかと。私はそういう思いを持っていましたが、そここのところを掘り起こしてくれたのが、この検証会議ではなかったかと思うんです。深い海の底に沈んでいった者たちの魂の叫びの一つ一つをこの検証会議は掘り起こしてくれた、そのように認識しております。

しかし、先ほどからの議論にありますように、まだまだ検証しなくてはならないものはたくさん残されたままです。一部だけがペーパーとなって市民の前に報告がなされようとしているわけです。まだ、ハンセン病に対する根本的な問題の解決は入り口に立ったばかりだというふうに思います。検証会議のこの成果が一人一人、国民の目に触れ、耳に聞こえるように、そしてそこからほんとうの意味の平和な、入所者にとっても生きていてよかったという社会が実現するためにみんなで努力をする必要があるのではないかと。終わります。

【藤森委員】 検証会議の藤森といいます。今お話しいただきました入り口に立ったというのは、検証会議全体もそうなのかもしれませんが、僕個人の思いとしても、非常にそれが強いです。2年半やってわかったこともあります、むしろわからなくなっていることのほうが多いような、情けないことですが、正直言うとそんな状態です。ただ、こういう機会なので、どこかで言わなきゃいけないなと思いながらずっと来たことを一言言います。

マスコミの責任について、私自身は実証的にきちっと見た上でないと、「申しわけありませんでした」と安易に自己防衛的に謝ってしまうことを自分は絶対しないと、へそを曲げて言い続けてきました。今でもわかっていないところがありますが、ある程度、ここまでは腹に落ちたというところが、あります。これはみんなで議論しながらやっていただいた検証の結果で、これは今の段階では言えるなということ、あしたの新聞に出るように自分なりにまとめ直しました。ここはまだ僕にはわからないという点は記事からも落としました。ここは言えるなというふうな部分を取り出し、まとめ直した文章をちょっと読んで

みます。

「マスメディアの責任も問われる。社会の議題設定、アジェンダセッティング機能を発揮すべきメディアは、この隠ぺいされた人権侵害の救済に無力だった。歴代の新聞記者、私もそうです、「の多くはハンセン病問題に不勉強で、療養所に足を踏み入れることもなかった。新しさや多数者の求める情報に目を奪われがちで、少数者のものでも、聞く必要度の高い声に耳を傾けることを怠った。社会問題の多くは報じられることで社会的に認知される。報道者が気づかぬということは、社会的に問題を抹殺したのも同然だった」。これだけは言えます。これからまた鈍重に、さらに考えていけたらなというふうに出発点で思っています。ありがとうございました。

【宇佐美委員】 検討委員の宇佐美でございます。不自由な者で皆さんにお世話になりましたけれども、今が、藤森さんのお話のように出発点にさせてもらいたいと。もう年も取りまして何もできませんけれども、日本のハンセン病政策、いろいろの難病の問題についての政府、あるいは国民の対応というのは非常に当事者にとってはつらい思いを私自身も長年、60年以上のハンセン病生活で続けております。どうか今後とも、こういう問題について、流れはどうか。また、真実はどこにあったのかというような思いで問題を解決してもらわなければ、やはり日本の政策、また国民の中の世論を惹起するものがなかなか少ないわけで、当事者がいろいろと身をもってこれからも皆さんに訴えさせていただきたい。こういう思いでまだ現在もおります。

どうか今後とも、皆さんともにこういうものにかかわっていただいた委員の方々には、こういう問題について、今後とも積極的にかかわっていただきたいという思いをしておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

【江連委員】 検討会の江連です。自分もやっぱり1年弱ぐらいしかここにかかわれなかったわけですが、まだまだやり足りないことというか、どこまでやれるのかという問題もあるわけですが、ここで終わってはいけないんだということが改めて感じています。教育の問題を中心にやっていったわけですが、学校の中で例えばいじめだとか、差別だとか、そういうものもありますけれども、そういうものが社会一般の中で広く公然とやられていたのが今回の問題であったのではないかとというふうに考えています。

入園されている方というのは高齢なわけで、この後語り継ぐ語り部も含めてだんだんある意味なくなってしまうわけですが、それをどう受け継いで学び合っていくのかというのが、これからの課題だろうと思います。自分でできることは子どもたちと一緒に

こういう問題を考え続けて学び合っていくことしかないんじゃないかというふうに思いますし、ぜひ、今回の検証会議の膨大な報告書を、先ほどから言っていますけれども、一般市民、それから普通の人たちが日ごろから学び合えるような、そういう形にしていかなきゃいけないだろうというふうに考えています。ありがとうございました。

【岡田委員】 検討会の委員の岡田です。酒井研究班のときからで、ただ、この中で僕はどういうことをしていったらいいのか位置づけがはっきりしなくて大分迷ってしまっていて、井上委員長なんかにもいろいろご迷惑かけたことと思います。

それからもう一つは、僕は文明化されていない人間で、一切手書きですので、事務局に大分ご迷惑をおかけしました。でも、とにかくこの1年半ぐらいは自分のすべきことがはっきりしてきました、特に自殺率のことをはっきりさせたことは、幾らか僕がこの会議に貢献できたんじゃないかと思います。

それから僕はもともと精神科医療に取り組んできて、その歴史を調べてきた者です。報告書にも盛らせていただきましたけれども、ハンセン病と精神疾患を持った人とは日本の中で同じように虐げられてきたということをはっきりさせることができたかと思います。これからはもちろん、ハンセン病の元患者さんの方たちともおつき合いができましたし、一緒にやっていきたいと思っていますけれども、これからぜひ皆さん、精神疾患を持った人たちが同じように悲惨な状態にあるということ。それで僕はまた戻ってその仕事に取り組もうと思っています。ぜひこれから皆さんのお力をおかりしたく、よろしくお願いします。

それからこれは一般的なことですけれども、これから僕たちがやったことを研究発表する場合には、どういった形かでお断りするとか、その点、後でちょっと座長さんなり、加納さんなりからご指示いただければと思います。ありがとうございました。

【窪田委員】 検討会委員の窪田です。ハンセン病乖離政策と福祉界という、どう考えても無謀な大きなテーマに取り組んで、この仲間に入れていただきました。20世紀全体の福祉、しかも、実践と理論研究、福祉の思想みたいなものを区別せずに総体としてつかまえ、それとハンセン病隔離政策というものの関連を見つけたいという、そのような願い、で研究者としての私の持っている力のすべてを傾けなければならない。それで到底足りないわけですが、そういう思いを強く持ちながら過ごしました。厳しい仕事でございました。と同時に、とても恵まれた、ありがたい機会をいただいたと思います。私個人もそうですし、福祉界としてもそうだったと思います。もう少し時がたっていたら、遅過ぎたという声がきっと圧倒的に多いと思うのですが、それを危うく検証会議の仕事が救ってくださっ

たように思っています。

20世紀の福祉というものは慈善事業から何か一直線に成長し、発達し、発展し、整備されてきたようにしばしば言われますけれども、それがそうではなかったということも明らかにしたかったのです。どのような形でそれが読み取られるか。殊に同業の社会福祉研究者の間では、まだ私は討論の場所にこれを出しておりませんことですしわからないんですけれども、しかし、問題の手がかりだけは、とても大事なことを豊かにこの検討会議で教えていただいたと思っております。

それで、これからは社会福祉の研究と実践と、それから社会福祉の仕事にこれから携わる人の教育の中で、ハンセン病隔離政策の問題とのとりくみをどのように展開していくか。たくさんの方たちのご意見を伺いながら歩き始めなければいけないと思っています。その中で、やはりどのように広く、どのようにさまざまな方のご意見を伺うにしても、療養所とそこで暮らし、そこで生まれ、そこで死んでいったたくさんの人たちの人生を思い、熊本判決の中の「人生被害」というとても重い言葉を大切に、ともかく手がかりだけは教えていただいたので、これから積み重ねて仕事をしていきたい、そういうふうに使っております。決意表明だけで何の中身もないようですが、失礼いたします。

【金平座長】 ありがとうございます。恐縮ですが、3分の1ぐらいしかまだ終わりませんが、30分近くたちましたので、恐れ入ります、後の方、大変恐縮ですが、少し早めをお願いします。

【訓覇委員】 検討会委員の訓覇です。宗教界の責任ということを担当させていただきました。私自身宗教者としてみずからの歴史を問い直す、まさしくそのことと一体となった形の仕事でした。私自身、各療養所の宗教団体のリーダーの方、中心になっておられる方ですね、随分の方に聞き取りをさせてもらったんですけれども、その中で、つらかったと言ったら言葉があれですが、ほとんどの方が宗教によって救われた。被害という形で表現されない聞き取りを続けてきました。そういう中で検証会議、被害実態を明らかにする。しかし、その被害として表現されない、その姿の中にほんとうにもっと深い被害を見ざるを得ない、そういう思いがしました。

私たちが自分たちの歴史を謝罪する。そうすると、「謝らないでくれ」と言われるわけですね。その「謝られないでくれ」と言われる心の中にあるもの、ほんとうにご自身の人生と向き合う中で格闘される姿でした。報告書にも書きましたが、究極の人権侵害というのは、人権が侵害されているという事実を覆いをかぶせてしまうことを植えつけていくこと

だったと、そのように考えております。その意味で宗教者の責任ということをもだまだ尽くし切れていないと思います。

しかし、一方で、そういう聞き取りをする中で、ほんとうにお一人お一人の方が人間回復に向けて力強い歩みをされている。まさしくそれは同じく差別を受けている人たちが発せられた水平社宣言の言葉で言うなら、「のろわれの夜の悪夢のうちにも、なお誇り得る人間の血は涸れずにあった」という、そういう言葉に通じる私は一人一人が自らの尊厳に目覚められる。そのことを通して私たちに訴えられる声だったと思います。そういう出会いをこれからの私たち一人一人、自分一人一人の人間として生きていくということにおいて大きな力を与えていただいたと思っていますので、大切にしながら今後も歩んでいきたいと思っています。ほんとうに感謝いたします。ありがとうございました。

【佐藤委員】 検討会の佐藤でございます。検証会議の金平先生、内田先生、検討会の井上先生、長い間大変お世話になりました。大学の医学部で医学、公衆衛生の教育、研究、実践に携わる者として、それから医学、医療、また政策学の専門家を標榜する者として、よく考えさせられた年月であったと思います。

どなたかも書いていらっしゃるんですが、個々の問題、あるいは個別の現実というのは社会を見る窓であり、また、社会を映す鏡であると言われます。今後とも、公衆衛生政策、医療政策、あるいは公共政策における人権の問題を、長くみずからの課題の一つとして研さんを積みたいと考えております。若輩でございますので、至らない点もたくさんあると思いますが、逆をいいますと、先が長いということになります。皆さまにご教授を願いながら、何とかお役に立てればと考えております。ありがとうございました。

【鈴木委員】 検討会の鈴木でございます。私はハンセン病問題の前近代の歴史を勉強し始めて、もう20年以上になるんですけども、ですから、このお仕事をお引き受けしたときには、今さら新しい資料もそんなに出てこないんじゃないだろうか。何がこれから新しく自分にできるんだろうかというのを非常に考えたんですけども、確かに2年半、いろいろ資料を当たって、そんなに新しい資料にたくさんめぐり合うことはできませんでした。しかしながら、委員の活動をする中でいろいろな方のお話を聞いたり、いろいろなところを訪問、見学させていただいて、その中で、今までやってきた前近代研究の甘さというものを非常に突きつけられた思いがしました。2年半で書き上げた報告書というのは、歴史学研究者として、私としてのまた新たなスタートラインでしかないだろうと思っています。これからもライフワークとして、この問題の研究を続けたいと思います。またよろ

しくお願いいたします。

【田ヶ谷委員】 検討会委員の田ヶ谷です。私は以前ハンセン病療養所に精神科医として勤めていた関係で、現在の精神病の問題について調べさせていただきましたが、結論として、まだ一般的な精神病と比べても、ハンセン病療養所の中では若干問題があるということはあると思います。それで、まず一番、現場にいた者として言いたいのは、精神障害に基づいて患者さんの行動制限をしなくてはならないときに、現在ハンセン病療養所の病床は医療法上の一般病棟となっておりますので、いかに精神保健指定医がいたとしても、精神保健福祉法の規定どおりの行動制限は行われたいという大きな問題がありますので、この辺を関係者の方々の間でより詰めていただいて、合法的な精神科治療が行えるようにしていただきたいというのが私の希望でございます。

【並里委員】 私はその療養所の中にいるということで、そのど真ん中にいるということで、ある程度知っているという自負があったんですけども、この検証会議に参加させていただきまして、他分野の方々から教えていただくことがいかに大きかったかということをはんとうに痛感いたしました。過去13年間、私はそのど真ん中と申しますか、療養所の2つの施設を経験いたしました。過去13年間ですから、これは現代であります。その中の2つの療養所を経験する中で、その違いの大きさにもものすごく驚きました。なぜこのような違いが同じような療養所なのに起き得るのかということが、ほんとうに自分自身でびっくりしたんですけども、ちょうどひと月前、1月31日に私の前任地で起きた史上初の療養所の医療過誤を訴えた医療裁判で全面勝訴の判決が出されておりますけれども、その判決文を読んでいただけた一般の方々から、「なぜこういうことが起きるの。ほんと？」というような驚きの声が出ますけれども、驚くこと、信じられないということがほんとうに起き得るべくして起きたんだということが、この会議の中で、皆さんの他分野の方々からのご発表を伺う中でほんとうによく自分の中で理解できたと思っております。私はこのような自浄作用のない世界に13年間おりましたけれども、ここで一段落してと申しますか、この会議が終わるといっても含めまして、また違う分野で、私はこの自浄作用のない世界から一つ外へ出て、そこの中でまた努力するというのも、もう一つの選択肢であります。もう一つ、またほかの分野で外へ出てといつか、一步違う分野、違うアスペクトからこの世界のことにずっとかかわって行けたらと思っております。皆さん、学ばせていただいたことにほんとうに感謝申し上げます。

【福岡委員】 検討会委員の福岡です。私は、この検証調査事業にかかわらせていた

いたのは途中からでして、被害実態調査を進めるに当たって、社会調査の専門家が必要であるということで声をかけていただきました。それまで全くハンセン病問題には、門外漢でして、2年間のかかわりだったんですけれども、いろいろ新しい世界に触れさせていただきました。今、並里先生が1月31日の東京地裁のハンセン病裁判のことをお話しになりましたけれども、和泉先生や並里先生は原告側証人として活躍されて、ただ、僕は傍聴に行っただけですが、それでもあときは裁判長が主文を読み上げたところで1回拍手しまして、判決要旨が終わったところでもう1回拍手するという、裁判に行って拍手したのは僕の体験で初めてで、すごく感動的な場面に出会わせていただいた。そういう意味でいろいろな感動を味わわせていただいた2年間だったと思っています。

ただ、私としてはやり残したことが2つありまして、国立療養所が13園、それから私立が2園ですけれども、全部回りたかったんですが、途中参加ということと10月の宮古南静園のときに台風が来てしまいまして、国立療養所が4カ所残っています。社会学者としてはやっぱり回りたいなというのが一つです。

それからもう一つは、入所者の方を中心とした聞き取り調査が行われて、500人を越す語りのテープがあるわけですけれども、時間的な制約でとてもすべてができていません。国家の権力によって強制隔離された人たちの体験、思いが500人というオーダーで、語られたものがきちんとして記録になり、人々がそれを見ることができるということができたときには、人間の歴史的なこととしていろいろな新しいことがわかるはずなので、今後とも、そういう機会が与えられましたら、やり残したこと、この2つのことはやっていきたいなというふうに思っております。

【松原委員】 検討会委員の松原です。私も被害実態調査で調整役をさせていただきました。この場をかりて、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。ほんとうにいろいろな方にいろいろな形で支えていただきました。もちろん、お話をしてくださった方々は、何時間にもわかって高齢にもかかわらず、生まれたときから現在に至るまで人生をほんとうに親しくよくお話になってくださいました。長期間にわたる調査の間には、協力を希望されていても、入院されたり、亡くなられた方も残念ながらいらっしゃいました。でも、そういう皆さんに支えられて、別冊という形でまとまったことをうれしく思っております。

ただ、たくさん語っていただいて、お話を伺う反面、やはりほんとうに大事なこと、切実なことというのは沈黙という形でしかいただけないというような実感もひしひしと思った次第です。その沈黙の意味というのがこれからの課題にしたいと思います。また、優生

に関しては、性と生殖というものの剥奪が一体化した隔離政策というものをかいま見ました。私としては、課題をたくさんいただきましたので、これから一つずつ研究を進めていきたいと思っております。

最後に、この膨大な報告書を最終的に取りまとめた作業をされた先生方、それから事務局の方に感謝したいと思います。ありがとうございました。

【丸井委員】 検討会の丸井です。ほんとうにこの報告書を見て、「わっ、すごい」というふうに思いました。にもかかわらず、私が担当した部分はごくごく小さいところですが、自分にとっても、あるいは検証会議、検討会の皆さんにとって、これは最終報告書ではなくて、中間報告書だという感じが非常に強いということは感じていただけると思いますし、私もそんなふうに思います。

この資料をこれからどういう形で使っていくかという議論が先ほどから幾つかありましたが、例えばということでお話ししますと、私、現在順天堂大学におられますけれども、医学、公衆衛生ということで、自分の担当した部分以外のところから、また改めていろいろ考えさせられることが多かったんですが、ことし5月14日の土曜日には大学の医学部の学生が、ですから20歳か二十二、三歳ですが、つまり我々の次の世代がハンセン病に関するシンポジウムを自分たちでやりたいということで学生たちが主催しまして、ハンセン病の患者の皆さんに何人か来ていただき、この委員会の並里先生とか井上先生にお願いして、学生たちがシンポジウムをやるということで、我々のこういう仕事を次の世代がまた担っていくということで、医学をこれからやっていく学生たちがそういうような動きを見せているということで、これから先の一つのステップとしてご報告させていただきたいと思えます。いろいろどうもありがとうございました。

【宮本委員】 検討会の宮本と申します。申し上げていいかどうか、「文学」は資料集のほうに掲載していただくということだと思いますけれども、このたびは、ほんとうにいい機会を与えていただき、このような席に連ねさせていただいて感謝いたします。いろいろお世話になりました。

この仕事を通じてはたすことのできた一番大きな発見は、小川正子の「小島の春」に関してのことですが、日本中の人がああ映画を見て泣いたと伝わります。親族が別れ別れになっていく愛別離苦の物語に泣き、そしてその献身的な女医の姿に泣き、日本中が泣いたと。ところが、そのときに太田正雄、すなわち木下杢太郎が一人、「『小島の春』及び其動畫は、感傷主義が世におくった最上の芸術である。しかし、これを感傷主義の最後の作品

にしなければいけない。「らい」の根絶策は隔離ではなくて、化学的な治療にある。化学の力によって不可能を可能としなければいけない。感傷主義を終わりにしなければいけない」というような勇気ある発言をした事実を知ったことです。「なぜ其病は、ほかの病気をわずらう人のように自分の家で病を養うことができないかと言えば、強力なる権威がそれを不可能だと判断するからだ」ということまで言ったわけです。

その翌年に、カーヴィルのハンセン病療養所にてファジェーらがハンセン病の治療にスルフォン剤をプロミンの形で初めて用いた。事実、不可能が可能となったわけです。今から見ればあたり前の願いですが、強い力が言うことに疑問をもつところに、日本の文学者の大半はゆきつくことができなかった。しかしごく少数でも、そのような能動精神の発揮があったということを知り得たことは、幸福でした。日本の文学では、悲しいこと、一番不幸なこと、極限的な状況というと決まってハンセン病のことが描かれてきた。そのように描きながら、なぜ文学者として、被害をこうむっている人の側にたてなかったか。日本の文学のあり方を根源から見直さざるを得なかったけれども、とても勉強になりました。

以上にも関係しますが、ハンセン病の裁判を通じて、また、この検証会議に参加させていただきまして、最大に学んだことは、病気がどのようなものであろうと、病因が何であろうと、病者は治療を受け救護されるべきものであるということです。古くはハンセン病患者は社会から追われ浮浪を余儀なくされました。後には、隔離されたわけですが、人権思想を十分にわかっているはずのある作家が、「うつるんだから隔離されるのは仕方がないんです」という理解を示していたのを知って驚いたこともありました。こういう理解は今でもまだあると思います。これからも日本文学のハンセン病の描き方の弱さとしてあった、非科学性や想像力の欠如、人権意識の希薄さということに大きく関心を持ち続け考え、文学はいかにあるべきかという面から発言していきたいと思います。ありがとうございました。

【森川委員】 検討会委員の森川です。検証会議を通しまして、たくさんの方々にお世話になりました。ありがとうございます。また、ご迷惑をかけてしまった方々もおります。この場をかりておわび申し上げます。

私に与えられた課題は、戦後本土復帰前の沖縄の隔離政策はどうであったか。その被害実態は本土と比較してどうであったかということであったと理解しています。結論としましては、絶対隔離政策がハンセン病差別を助長、作出したという点で、沖縄と本土に違いはないということが示されたのではないかと思います。もちろん、反省点もあります。私

の力不足であったのかもしれませんが、報告書の要旨集を見ました。そこに本土復帰後の沖縄について書かれています。私が検討できなかった部分です。この中に沖縄は社会復帰が進んでいて本土よりも恵まれていた。在宅治療制度が確立していたと書かれていました。私は本土復帰前につきまして、これは誤った理解であると、このような誤解が沖縄の当事者を苦しめていたと。それでそうではないことを示そうと、この2年半の期間中、私なりに努力してきました。ですから、さらに2年半をかけまして、本土復帰後について報告書のこの部分について少し考えていきたいと思っております。そして、現代のハンセン病の差別の問題がなくなるように私なりに努力していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【宮田委員】 検証会議の宮田です。私を含めて、新聞社からの委員というのは4人おります。最初は座っているだけだったんですけども、なぜか途中からだんだん仕事がふえてきて、内田先生のもとにマスコミ班というものを編成させていただいて、ほとんど内田先生におんぶにだっこみたいな格好なんです。その手足となって、若干でもお役に立てたんだとしたらよかったなと今思っています。

特に私の場合、勤めている新聞社の資料保存が非常に悪くて、昔の記事を、昭和20年からマイクロフィルムで毎日毎日1ページずつずっとハンセン病の關係の記事を探していくという作業をして、十五、六年ぐらいでダウンしちゃったんですが、その中で、来る日も来る日も目が痛くなるほどマイクロの画面を見つめていて、何といてもやりきれなかったのが、例えば3カ月でやっとべた記事1本とか、半年でやっと1本とか、そういうふうにほとんどハンセン病の記事にお目にかからない時期というのが非常に多くあったということですね。これは社会の総体として、やはりハンセン病というものを見たくない。あるいは社会の外に排除したいという意思の間接的なあらわれであると同時に、新聞の側からは、そのように見ようとしなければ見られないもの、取り上げようとしなければ取り上げられないものを取り上げ切れなかったという苦い苦い反省すべきものでもあります。そのことは、今も基本的には変わっていない。今、新興感染症の時代と言われて、さまざまな新しい感染症が出てくるときに、やはり恐怖や不安、あるいは拒絶の感情に支配されて、とんでもない対応をしてしまうというリスクは常にあるわけですから、今回の検証の反省点の今後の報道にも十分役立てていけるようにしたいと思っております。どうもありがとうございました。

【光石委員】 検証会議の光石と申します。僕以外の委員の皆様方には頭で検証会議に

貢献していただいたのですが、私は足で稼いで、13の国立療養所、それから私立の療養所、韓国、台湾、全部行って私の眼で見、耳で聞いてまいりました。福岡委員に大変私は自慢できる。考えれば考えるほど、この検証会議が検証していく作業は自分に向かっていくということがよくわかりました。当初、この委員になったとき、法律家というのは中立、ニュートラルな存在でというふうにきれいごととして考えていたんですね。法律家が何もしなかったということは恥ずかしいとは思っておりましたが。しかし、むしろ法律家が明治から大正、昭和、私どもの先輩も含めて、やっぱり逆の方向で機能してきたのではないかと。

つまり、例えば憲法の公共の福祉なんていう概念、それから社会防衛というふうな考え方、これらが安易に使われて、それがハンセン病の問題をずっと下支えして、逆方向に機能したのではないかと。それからまた、いろいろな法の、医学、科学上の根拠というような側面から考えますと、今でもレギュラトリーサイエンスというような場面で、非常に重要な問題なんですけれども、その根拠が怪しいというか、無いというような、そういう歴史を私はつぶさに勉強したと思います。これからの問題の出発点として、ぜひこの最終報告書がさまざまな分野における教科書として使われてほしいと思います。きのうきょうのニュースになりましたが、再発防止で私どもが提言している国内人権機関もこの3月の中旬には法案が出てまいります。その法案は法務省の外局におかれるということにして、これはとんでもない話だと私は思っておりますが、そういうことにもぜひ関心を持っていきたいなと思います。どうもほんとうにありがとうございました。

【三木委員】 検証会議の三木です。今、光石先生の話をお伺いしまして、台湾、無理してでも行かせてもらうんだと思っておりました。1つだけ欠席してしまいまして、パーフェクトを逃しました。門外漢だった私がこうした仕事を与えていただき、ほんとうにありがたく思っています。会議に出るたび、療養所を回るたびに少しずつ目を開かれていったような感じがします。特に最後の半年間ほどは内田先生のストリンガー的な役割を務めさせていただきまして、30人ほどの入所者の方々から人生に接してお話を承ることができた。感銘することも多かったし、一緒に腹を立てたり、喜んだり、いろいろな思いをさせられましたが、お話を聞いているうちに、社会部で事件記者をやっていた当時の気分すっかりなくなってしまいました。失礼なことも、しつこいと何度も言われましたし、失礼な聞き方もディテールを聞くために随分質問は失礼な面があったと思います。この場をおかりして、その点についてはおわびしなければならないと思いますが、一つ感じたことは、これは今

でなくてもできたなという感じで、10年前でも、20年前でもやるべき仕事だったという感じました。30年前でもできた仕事だったのを今になってやらなければならないというのは、やはり問題の大きな点なんだろうと思います。

例えば28年の予防法闘争のときに、九州の療養所から上京してくる方々は、汽車にも乗ったことがない方がどうやって切符を買っていいのかもわからない。汽車に乗ったら、指が曲がっていることを見られちゃ困るというので、24時間座席に座りっ放しで、トイレも行かないでやってきていた。そういった描写まできちっと伝えていかないと、今飛行機で1時間、2時間で結ばれる時代の理解が得られないのかな。もう少し早く検証作業を行われていればよかったかなという思いもしましたし、それからお話を聞くごとに、なぜか疑問がわいてくる。今正直言って、未消化状態でいる問題点が幾つかあります。これから究明されるべきことは幾らも残っておりまして、検証会議はまだ緒についたばかりだという思いが強くいたします。

この会議は、なぜか皆さん熱心な方がお集まりになっていて、夜中の1時、2時まで水とお茶だけで頑張るような会議を続けてきました。どこかこのハンセン病問題にはかかわる者を熱中させる何かがある。熱中させずにはおかない、それだけ深刻な問題をはらんでいるということだと思います。この最終報告書はまだまだ不十分だと思いますし、批判も浴びなければならないでしょうけれども、ぜひ多くの方々に読まれて、熱中する人々の輪を広げていきながら、さらに検証の道筋を立てていってほしいものだと期待しております。私自身、引き続きもう少し勉強させていただきたいと思っております。皆さん、どうもありがとうございました。

【金平座長】 ちょっとここで座長いただきます。今、3時7分ぐらい前でございます。私、ちょっと不手際で、3時までの会にちょっと時間が足りなくなってしまったのですが、もしお許しいただければ、この会場はあと30分使えるので、あと15分だけ延長することはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。もしどうしてもという方がございましたら、3時に出ていただくということで、大方のご理解をいただけたかと思しますので、ここで会議を15分延長することとしたいと思います。

それじゃ、続けてお願いいたします。

【藤野委員】 検証会議と検討会委員の藤野でございます。皆様にお世話になりました。私の仕事は、ただただひらすら資料を調査し発掘するだけです。委員の方々が原稿執筆に使っていただけるように資料を探すことであります。2年半それだけに集中してやりま

した。隔離の真相究明はかなり今度の報告書にはできていると思います。しかし、残念ながら、隔離と表裏一体であった強制断種、強制墮胎、さらには墮胎した胎児の標本保存、これについては真相究明はできていないと思います。これは資料の調査が私自身不十分だったこと、皆様におわびするしかありません。

しかしながら、もう原稿が書かれて印刷に回っている中で資料を見つけました。1949年大島青松園で墮胎した胎児14体、解剖しています。目的は胎盤を通しての感染の有無の検査でありました。これは報告されています。やっとその報告を見つけました。また、なぜ国家はあれほどまで断種、墮胎にこだわり、戦後も優生保護法にまで盛り込み行ったのか。それについてなかなか光田健輔もだれも本音を吐いていませんでした。このたび、インドの資料を調べる中で、光田健輔が断種に対する医学的必要性を述べている資料を発見しました。あと2カ月早く発見していれば、検証会議の報告書に反映できたと思っています。自分自身、自分の能力の低さに悔しい思いをしているところでございます。ですから、きょうは報告書を提出できてほっとしたという気持ちも多少ございますけれども、むしろ隔離と表裏一体だった断種や墮胎の真相究明に関する資料調査が私の能力不足によって十分できなかったことの悔しさ、そのほうがはるかに大きな思いで残っております。検証会議は終わりますけれども、この課題については、今後私はまた在野で検証して、検証会議でやり残した隔離と表裏一体の墮胎、そして断種の真相究明を続けていきたいというふうに思っておりますので、きょうは私にとってはゴールではなくスタートだと思えます。また、皆様にもこれからもお世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【筈委員】 検証会議の筈雄二です。私は7歳で発病して強制収容の生活に入ったために、それが同時に国から義務教育も受けさせられないという政策のもとに置かれたものですから、大変ぶしつけにいろいろなことを言ったり、また、さまざまな形で失礼をする場面が大変多かったと思います。例えばきょう欠席されている和泉先生とハンセン病医学の問題でやり合ったときなどは、余り私がぶしつけな質問をするせいかどうか、ついには私のほうを見ないでお答えになるという、私のほうの顔は見ないでほかへ目を移しながらお答えになるという場面がありました。大変ほんとうにそういう面ではいろいろ皆さんにご迷惑をかけ、同時に皆さんから支えられてここまで来れたということを心からお礼を申し上げたいと思います。

それと今、藤野先生のほうからお話しありましたが、栗生楽泉園の場合もつい最近になって一つの資料が出てきました。それは標本になった子どもを焼いたという、これは実際

にはホルマリン漬けになった標本の子どもというようなことじゃなくて、解剖後の臓器、並びに手術後の臓器を処理したいというような書面が出てきています。それは58年10月2日付の書面で、内容はそういう臓器の処理と。胎児については一言も書かれていない。処理したところは草津火葬場です。これは広域火葬場なんですが、その火葬場で処理すると。その量は、遺体が火葬されるときに使われる棺箱です。あの棺箱6箱の処理というふうに出てきています。これからもさらに我々がこの検証会議では見落としてしまったというか、出てこなかった記録や、あるいはそういう情報も入ってくるんじゃないかと思いません。

いずれにしても、検証会議、きょうが会議としては最後ということですが、しかし、私たち、特に元患者の立場からいうと、やはり再発防止がきちんとその策が行われるまでこの目を閉じたくないと思います。私たちの思いがほんとうにかなう、法的措置もきちんとできて患者権利法ができる。そういう時代をこの目でもう一度確かめて、それから目を閉じたいなというふうに思っています。もう少し長生きしなきゃいけないという思いを強くしています。ありがとうございました。

【金平座長】　ありがとうございました。これで委員の方全員、終わりましたけれども、ここで検討会の委員長を務めてくださいました井上委員からお願いいたします。やはり時間は同じでございます。

【井上委員長】　2分ですね。20分ぐらいしゃべりたいという感じですが、皆さんご意見いろいろもうおっしゃっていますので重ならないところで。検討会の委員長を務めさせていただきました。特に被害実態調査ということで、多くの方に協力いただきました。直接聞き取りに応じていただいた方、それからいろいろな形で900名以上に上ると思うんですね。その方たちにまずお礼を申し上げたいと思います。

それから聞き取り専門職として参加していただいた社専協、社会福祉専門職団体協議会の皆さんにもお礼を申し上げたい。それから委員の皆さんには厳しい制約ですね、予算、それから人、特に時間という、こういう制約のもとで無理を申し上げました。これはおわびを申し上げたいと思いますが、その中で皆さんがいろいろな力を発揮していただいて、これだけの報告書にまとめる作業をしていただいた。そのことについてもお礼を申し上げたいし、敬意を表させていただきます。

なおかつ、検討会の委員長としては、特に検討会の委員の皆さんに自由な議論をしていただいて、そして報告書にまとめていくということで、そのお手伝いをするというのが仕

事だと思っていましたが、なかなかそれが十分にできませんでした。これはおわびを申し上げたいと思います。

そして、あと2点は、感想ということにもなりますが、1つは、実は入所されている方の聞き取りも伺いました。しかし、退所された方のお話を伺う中で、自分は実は入所された方の話、確かに被害としては重大である。広がりも、そして今もなお続いている。こういうことでしたが、退所されている人の話を伺う中で、実は私自身、この問題がようやく自分の問題といいましょうか、同時代の問題だということに気がつきました。つまり、私は団塊の世代なんですが、退所された人の話を伺うと、私と同年代の人たちがかなり多かったわけです。その人たちが名前は隠し、ハンセン病だったことを隠し、療養所にいたことを隠して必死になって今生きている。でも、その生きている時代は、私は一緒に同じ空気を吸っていたんですね。それに気がついて、遅かったと言えば遅かったのですが、私の問題にこの問題はなったかと思えます。そういう経験もさせていただいた。

そして、ハンセン病政策の誤りというのは、根本的な要因は、やはりこれも話に出ましたが、誤っている権威主義だと思います。これはいろいろな方からそういう話も伺っています。その象徴は光田健輔氏なんだろうと思いますが、しかし、それは同時に民主主義が欠落しているということだろうと思えます。社会の、園内はもちろんですが、立法府、そして行政府、そして私たち、私自身、やはり民主主義というものが徹底できていないところにこういう問題が起き、再びこの問題は発生しかねない。そういう意味では、これからの再発防止とやはり民主主義を徹底していくという。同時にそれは人権を保障していくということなんですが、そういうことを強く感じて、これ自体、私の課題だろうとも思えます。

それから最後ですが、特に予算の制約は、これは非常に大変でして、2年目は検討会の委員の皆さん、お一人10万円というふうなことで検討をお願いするという、こんなことになりました。ということもありますので、厚労省の課長にぜひお願いしたい。報告書等、これを広く広めるべきだという意見が皆さんから出ましたので、この点、予算上、配慮をぜひしていただいて、出版なり、そういうところでお考えいただきたいという、これを一つ要請をさせていただきます。

【金平座長】 それでは、この報告書についてまとめていただきました起草委員長の内田先生からも一言。

【内田副座長】 それでは、ごく簡単に感想を述べさせていただきますけれども、その前に起草委員長といたしまして、時間的な制約があるということから、各委員の

方々に対しまして、非常に無理なご注文をさせていただいたということに対し心からおわびを申し上げたいと思います。とともに、無理な注文に応じていただいたということについて、心から感謝申し上げたいと思います。

きのうのきょう、きょうのあしたですけれども、こういう形で最終報告ができたということをごさうさん方とともに喜びたいと思っております。

この検証作業を通じまして、多くのことを学ばさせていただきました。また、多くのことを教えていただきました。その学んだこと、教えられたことを自分自身の今後に生かすとともに、教育を通じて学生の人たちにも伝達していければなというふうに思っております。多くのことを宿題としていただきましたけれども、その一つは、私のしている法律ということにかかわってでございますけれども、法律家、あるいは法律学というのはどうして差別、偏見にくみするのかというテーマ、自分自身のことも含めてですけれども、これをもう少し深めて考えていきたいなど。今まで法律学というのは差別、偏見を批判する側のもだというふうな幸せな認識を持っておりまして、差別、偏見をどういう形で批判するのかなというふうな、そういう形で問題を考えておりましたけれども、この作業を通じまして、実は必ずしもそうではなくて、法律学、あるいは法律家の中に差別、偏見にくみする構造的なものがあるのではないかなという気もかなりしております。そのことをさらに深く自分の問題として受けとめて検討していきたいというふうに思っているのが一つです。

2つ目は、この検証作業を皆さんとご一緒にさせていただきましたけれども、この作業を我が国の将来の検証文化の定着というところにまで結びついていくことができれば非常にうれしいなという気がいたします。そのためには、今回の検証を検証するということが重要ではないかというふうに思いますし、また、いろいろな方たちから今回の検証を検証していただくということは非常に重要ではないか。そういう形で今回の1回の検証が検証文化というところにまでつながっていければ非常にありがたいという気がいたします。そういう意味で自分自身でも今回の検証を振り返ってみたときに、何ができたのか、何ができなかったのかというようなことをもっともっと考えていきたいと思っております。

一番皆さんとともに思いましたことは、この検証というのは一つのステップであって、完結するということではないと。多くの方たちにこの検証をお伝えして受けとめていただいて、つないでいくということではないかなというふうに思います。それができているかどうか、多くの方たちのお批判を浴びたいと思っておりますけれども、もしできているとすれば、皆さん方とともに喜びたいというふうに思っております。

以上でございます。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、座長でなく、検証会議の委員として一言だけ。

きょうは、最後にこういう機会を設けて皆様から一言ずつお話をさせていただきました。聞いておりますうちに、ほんとうに検証会議が終わるのかなという気がして、これから始まるというお言葉が随分出ましたし、私自身もそのように、今ふつつつとそういうふうに思います。検証会議の検証は終わるけれども、やはり歴史の検証というのは、きょう藤野先生もまことに最後の執筆の報告書の執筆期限に間に合わなく、その後にも新しいことを見つけたよというふうな、検証したよというお話もございましたけれども、これこそまさに私たちがこの2年半を通じてたどり着いたところであり、検証はこれからも続けなければならない、そういうふうに思います。

座長として言えば、私が一番思い出に残っておりますのは、私たちの検証作業の最中に起こりました熊本の黒川事件でございました。まさに過去の検証をするというふうに当初思った私は、それがいかに誤りかということを知られました。まさに現代の問題でございました。あのときちょうどそのすぐ後に熊本の療養所に参りまして、ちょうど寄せられていた患者さん、元患者さん、自治会に対する誹謗中傷の言葉をこの目で見せていただき、聞かせてもらいましたけれども、この日本の人権というものに対する、少なくとも教育が行われている社会において、なおかつこの言葉が現在患者さんに向けられるということ、このひどさというんですか、これには私も言葉がありませんでした。まさに私たちの検証作業というふうなものが必要であったという意味にも私にはとれました。

最後になりましたけれども、私もこの会でほんとうにいろいろ学ぶことができました。光石先生ですか、おっしゃいましたけれども、何かだんだんやっているうちに自分に向かっていくとおっしゃいましたけれども、私も初めはなるべく第三者評価として客観的にというふうな思いがありましたのに、いつの間にか排除、差別というふうなものを自分の問題としてとらえるようになったということをつけ加えて、私の感想としたいと思います。ほんとうに多くの委員の方のご協力をいただきましたし、関係者の皆様方に支えられたことを大変ありがたく今思っております。

それでは、ここで、全部終わりましたし、ちょうど時間も参りましたので、まだ話し足りないということも気持ちはしてはございますけれども、この会をだんだん閉じるという時間が参りました。私ども検証会議は、日弁連法務研究財団、ここが厚労省から検証を受

託なさって、私どもがそのもとで検証作業を進めました。理事長においでいただいて、きょうはずっと一緒に私どもの話をお聞きいただきましたが、この会議を終えるに当たって、理事長からごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

【新堂理事長】 ご紹介いただきました日弁連法務研究財団の理事長をいたしております新堂でございます。私どもの財団は、法律実務の研修とか、法や司法制度の研究、あるいは法にかかわる情報の収集と提供という仕事を柱にいたしまして、法の支配の確立に寄与するというを目的にして設立いたしました財団法人でございます。

私どもの財団では、これまで多様な法律研究活動、研修活動を行ってまいりましたが、現在、私どもの財団で大きな比重を占めつつありますのが、法科大学院に関連する事業といたしまして、法科大学院に入学したいという方々が必ず受けなければならない統一適性試験というのを私どもの財団が運営主体となってやっております。また、法科大学院につきまして、それぞれの法科大学院が良質の質の高い法曹養成に向けて実際にどのように努力しているかということを経営者の目で評価するというような、私ども認証評価事業と呼んでおりますが、そういった仕事をやっております。

申しますと、これらの仕事は、いわば未来の次世代の法曹の養成にかかわる仕事ということが言えるかと思いますが、このハンセン病の問題につきましては、過去我々の先輩、そしてまた私どもも含めて法律実務家が数十年にわたって放置してきたといえますか、あるいはもっと積極的に隠ぺいしてきたとも言えるかと思われるハンセン病問題の検証というお仕事を私どもの財団がお引き受けしたということは、財団にとりまして非常に有意義なことであったと考えております。ハンセン病を隔離政策とする、こういう隔離政策という国家の政策と法律が長年にわたって継続され、大きな人権侵害と悲惨な被害をもたらしてきた、その事実を私たち法律実務家が、先ほどのお話にもございましたように、どのように受けとめ、どのように未来に生かしていくか。また、日本という国がどのように受けとめ、どのように生かしていくのか。大変に重く、大臣も申されたように重要な課題を提起していただいたものというふうに思います。

こうした検証が国家の事業として行われたということの歴史的意義は大変大きいものがあるのではないかと思います。そして、この国家的検証作業を私どもの財団においてお引き受けし、このような報告書にまとめていただくことができましたことを大変うれしく存じます。財団といたしましても、このハンセン病問題の教訓を今後の研修、研究、情報提供等に生かしていきたいと考えております。

最後になりましたが、2年半という長期にわたりまして、井上委員長のお話にもございましたが、大変厳しい予算の中でも精力的に検証事業にご協力いただいたすべての皆様方に、関係者の方々に心から感謝の意を表したいと思います。

これで閉会の辞とさせていただきます。どうもいろいろとありがとうございました。(拍手)

【事務局(加納)】 本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

それでは、これで検証会議・検討会合同会議を終了させていただきたいと思います。どうもほんとうにありがとうございました。

【金平座長】 ありがとうございました。

了